

県は、文化財の保存・活用においては、文化庁、市町村の文化財保護行政主管課と連携を図っています。また、県では以下のような体制をとっています。

1 県の文化財保護行政の組織

(1) 教育庁文化財課

- 主な分掌事務
 - ・ 文化財の保存・活用に関すること。
 - ・ 文化財愛護思想の普及・啓発，研修会等に関すること。
 - ・ 文化財保護事業（国庫補助・県補助）の連絡調整に関すること。
 - ・ 県立博物館との連絡調整に関すること。
 - ・ 県立埋蔵文化財センターとの連絡調整に関すること。
 - ・ 日本遺産に関すること。
 - ・ 銃砲刀剣類の登録に関すること。

(2) 県立博物館

- 主な分掌事務
 - ・ 実物，標本，模写，模型，文献，図表，写真，フィルム，レコード等の博物館資料を豊富に収集し，保管し，及び展示すること。
 - ・ 一般公衆に対して，博物館資料の利用に関し必要な説明，助言，指導等を行い，又は研究室，実験室，工作室，図書室等を設置してこれを利用させること。
 - ・ 博物館資料に関する専門的，技術的な調査研究を行うこと。
 - ・ 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
 - ・ 博物館資料に関する案内書，解説書，目録，図録，年報，調査研究の報告書等を作成し，及び頒布すること。
 - ・ 博物館資料に関する講演会，講習会，映写会，研究会等を主催し，及びその開催を援助すること。
 - ・ 博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法の適用を受ける文化財について，解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

(3) 県立埋蔵文化財センター

- 主な分掌事務
 - ・ 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。

- ・ 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること。
- ・ 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。
- ・ 埋蔵文化財に関する知識の普及に関すること

(4) 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 上野原縄文の森

○ 主な分掌事務

- ・ 上野原遺跡の保存と活用を図ること。
- ・ 県民に縄文時代の生活と文化に触れ親しむ場を提供すること。
- ・ 青少年の教育及び県民の文化の向上に資すること。

(5) 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 埋蔵文化財調査センター

○ 主な分掌事務

- ・ 国事業分の埋蔵文化財調査業務に関すること。

(6) 文化財保護審議会

ア 設置根拠

都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。 (保護法 第190条)

イ 役割

審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(文化財保護審議会条例 第2条)

ウ 委員数

20人以内 (学識経験者及び関係行政機関の職員)

エ 任期

2年

オ 組織

会長 (1人)、副会長 (1人)、部会長 (4人)

- ・ 有形文化財部会
- ・ 無形文化財・民俗文化財部会
- ・ 史跡・埋蔵文化財部会
- ・ 名勝・天然記念物部会

カ 会議

定例会：年3回（※ 臨時会は、必要な場合に開催）

第1回（7月） 県教育委員会から諮問を受け、指定候補の選出や調査日程等を協議

第2回（2月） 指定文化財候補の選定等

第3回（3月） 最終審議，教育委員会へ答申等

(7) 文化財保護指導委員

ア 設置根拠

都道府県及び市町村の教育委員会に，文化財保護指導委員を置くことができる。

（保護法 第191条）

イ 役割

指導委員は，文化財について，随時，巡視を行い，並びに所有者その他の関係者に対し，文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに，地域住民に対し，文化財保護思想について普及活動を行う。

（鹿児島県文化財保護指導委員の設置に関する規則 第2条）

ウ 委員数

30人（学識経験者のうち教育事務所長及び鹿児島市教育委員会教育長の推薦があった者。教育事務所単位に数人ずつ，全体で30人配置）

エ 任期

1年

2 県の文化財関係部局

(1) 観光・文化スポーツ部観光課

○ 主な分掌事務

- ・ 観光振興の企画及び総合調整に関すること。
- ・ 観光施設の整備及び管理運営に関すること。
- ・ 観光地づくりに関すること。
- ・ 観光客の誘致及び宣伝に関すること。
- ・ 通訳案内士の登録に関すること。
- ・ 奄美パークに関すること。

(2) 観光・文化スポーツ部文化振興課

- 主な分掌事務
 - ・ 文化芸術の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
 - ・ 鶴丸城跡の保存整備及び活用に関すること。

(3) 観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室

- 主な分掌事務
 - ・ 世界文化遺産の管理保全，普及啓発及び情報発信に関すること。

(4) 環境林務部自然保護課

- 主な分掌事務
 - ・ 自然環境の保全に関すること。
 - ・ 自然公園の指定及び管理に関すること。
 - ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。
 - ・ 屋久島環境文化村センターに関すること。
 - ・ 奄美の世界自然遺産登録の推進等に関すること。

(5) 県歴史・美術センター黎明館

- 主な分掌事務
 - ・ 郷土の歴史に関する資料，県民の習俗に係る資料，美術工芸品等を収集し，保管し，及び展示すること。
 - ・ 黎明館が収集し，保管し，又は展示する資料等に関する専門的な調査を行うこと。
 - ・ その他県民の文化活動に寄与するための事業。

3 関連する主たる民間団体

(1) 鹿児島県博物館協会

昭和 39（1964）年に発足し，県内の博物館，美術館，動物園，水族館などの加盟施設で構成されています。各施設間相互の連携を図り，活動の振興に努め，学術・文化の発展に寄与することを目的とし，講演会や研修会等の活動に取り組んでいます。また，「かごしまミュージアムガイド」を多言語で発行しています。

(2) 公益社団法人鹿児島県建築士会

建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する技術研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと等を目的に設立されました。平成25(2013)年度からヘリテージマネージャーの養成講座を始めたほか、平成27(2015)・28(2016)年度に国庫補助をうけて実施した「鹿児島県近代和風建築総合調査」では分布踏査や詳細調査に関わる等、歴史的建造物の保存及び活用促進に関して県と連携した活動を行っています。

(3) 鹿児島県考古学会

昭和24(1949)年に、かわぐちさだのり 河口貞徳、てらし みくに 寺師見國、みともくに ころう 三友国五郎ら県内外の有志により発足しました。昭和27(1952)年からは機関誌『鹿児島県考古学会紀要』を発行し、その後『鹿児島考古』と改め、現在まで刊行されています。県内の考古学研究をリードする学会として研究活動だけでなく、埋蔵文化財保護活動にも積極的に取り組んでいます。

(4) 鹿児島民俗学会

前身である鹿児島民俗研究会(昭和11(1936)年発足)が太平洋戦争により一時中断したため、それを引き継ぎ発展させることを目的として、昭和24(1949)年、つきしけんきち 築地健吉、あかほしてる や 赤星輝也ら有志により発足しました。昭和25(1950)年からは機関誌『鹿児島民俗』を発行し、現在は150号を超えています。県内の民俗学研究を組織的に行うとともに、有形無形の民俗文化財の悉皆調査、文化財指定に係る調査にも積極的に取り組んでいます。

(5) 鹿児島民具学会

昭和53(1978)年、日本常民文化研究所のかわおかたけはる 河岡武春が来鹿し、「正月とものづくり」の共同調査をきっかけに、しものとしみ 下野敏見を会長として設立しました。昭和55(1980)年からは、機関誌『鹿児島民具』を発行しています。地域・テーマを設定した共同調査を毎年実施し、例会では民俗学を始め、考古学や歴史学といった関連分野の研究者による発表も行われています。暮らしや仕事、祭りや道具等とおして鹿児島の伝統文化を研究しています。

(6) 鹿児島県地学会

昭和28(1953)年に、自然科学や地学教育等を学び研鑽する場として発足しました。年2回の講演会と地質研学会を開催し、『鹿児島県地学会誌』を発行しています。鹿児島島の自然を中心に歴史・文化等についても幅広く研究し、天然記念物を含む岩石鉱物、建造物の石材等の文化財についても学んでいます。

(7) 鹿児島県文化協会

県民の創造的な文化活動を支援するとともに、各市町村文化協会及び各種文化団体相互の連携交流を図り、広域文化事業の実施をはじめ、県民文化の振興に寄与することを目的としています。県内各地域の文化協会や音楽、舞踊演劇、華道など、文化・芸術の関連団体が加盟し、公演等を通じて本県の文化振興に努めています。

(8) 鹿児島歴史資料防災ネットワーク

平成 25 (2013) 年に、主として鹿児島県内の歴史資料の保全と活用の実践および援助を目的として準備会組織が立ち上げられ、平成 30 (2018) 年に正式に発足しました。鹿児島大学に事務局を置き、大学教員、大学院生・学生、学校教員、文化財担当職員、市民等によるボランティア組織で、災害発生に備えた歴史資料等の保全・活用等に積極的に取り組んでいます。

(9) 日本遺産「薩摩の武士が生きた町」魅力発信推進協議会

令和元 (2019) 年 5 月 20 日に日本遺産に認定された「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」を活用した地域活性化や観光振興を推進していくために同年 6 月 29 日に発足しました。日本遺産を構成する 1 県 9 市の関係自治体や鹿児島県商工会議所連合会等の関係団体、各地域の地域プロデューサーが会員となっており、県文化財課が事務局を担っています。

(10) 史談会等

各地域の歴史・文化等について、有志が集まり研究活動を行っています。研究内容は歴史や石造物、民話の収集など幅広い分野にわたり、研究誌の刊行や講演会等の実施による、研究成果の発信も行っています。地域に根ざした研究活動により、文化財の保存・活用にも大きく寄与しています。